

即時抗告について

横浜家庭裁判所家事部後見係

1 即時抗告期間

後見等開始の審判に対して不服がある場合には、本人と一定の関係を有する方（申立人を除く。）は、審判書が成年後見人等に届いてから2週間以内に、不服申立て（「即時抗告」といいます。）をすることができます。

※ 具体的な即時抗告期間は、審判をした家庭裁判所までお問合せください。

※ 「誰を成年後見人等に選任するか」という点については、不服申し立てをすることができません。

2 申立てに必要なもの

- (1) 即時抗告申立書（抗告状）等
- (2) 申立手数料等

① 収入印紙 1200円分

② 郵便切手 3700円分

【内訳】

500円 4枚、100円 8枚、84円 6枚、20円12枚

10円12枚、2円12枚、1円12枚

3 提出方法

即時抗告申立書は、上記1の抗告期間内に、審判をした家庭裁判所に到着するように提出してください。

口頭や電話による申立てや、即時抗告申立書をファクシミリにより提出することはできません。

ご不明な点がありましたら、審判をした家庭裁判所までお問合せください。